

令和8年1月15日（木）
午後7時～8時
城山総合事務所本館B会議室

城山中央公園について ～都市計画変更に係る説明会～



相模原市 公園課



- 1 はじめに
- 2 事業概要について
- 3 公園名称について
- 4 まとめ
- 5 質疑応答

本日の説明会の趣旨

現在、城山中央公園は**総合公園**として都市計画決定している



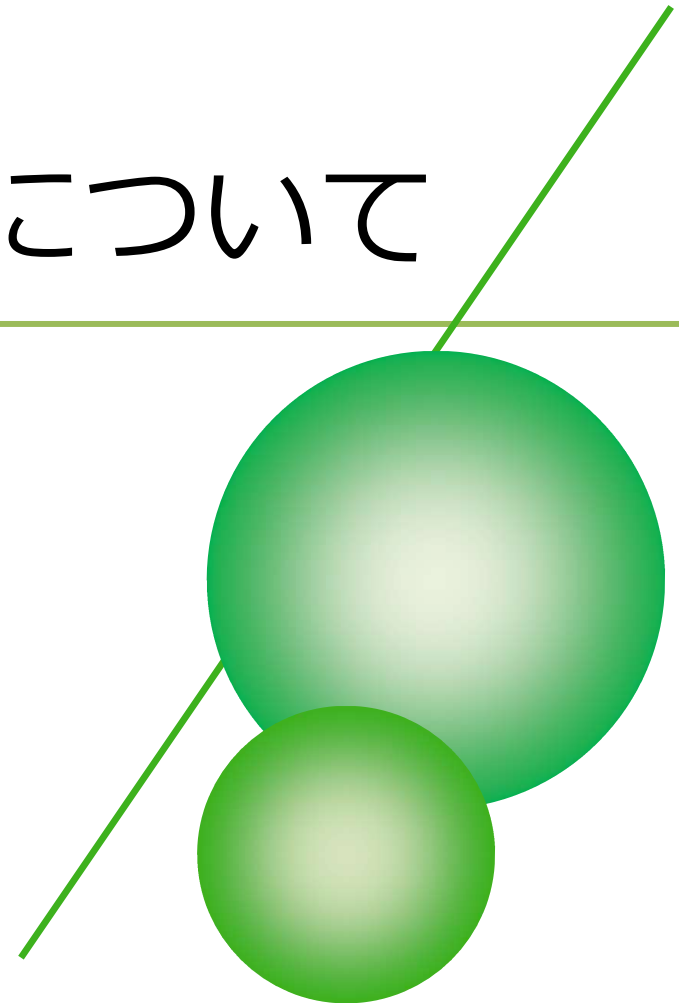
樹林地を生かした**風致公園**に変更し、
自然の趣を味わえる公園として管理していく



この手続きを「都市計画の変更」と言います

- ▶本日は都市計画の変更について、地域住民の皆様へご説明させていただきたく開催するものです

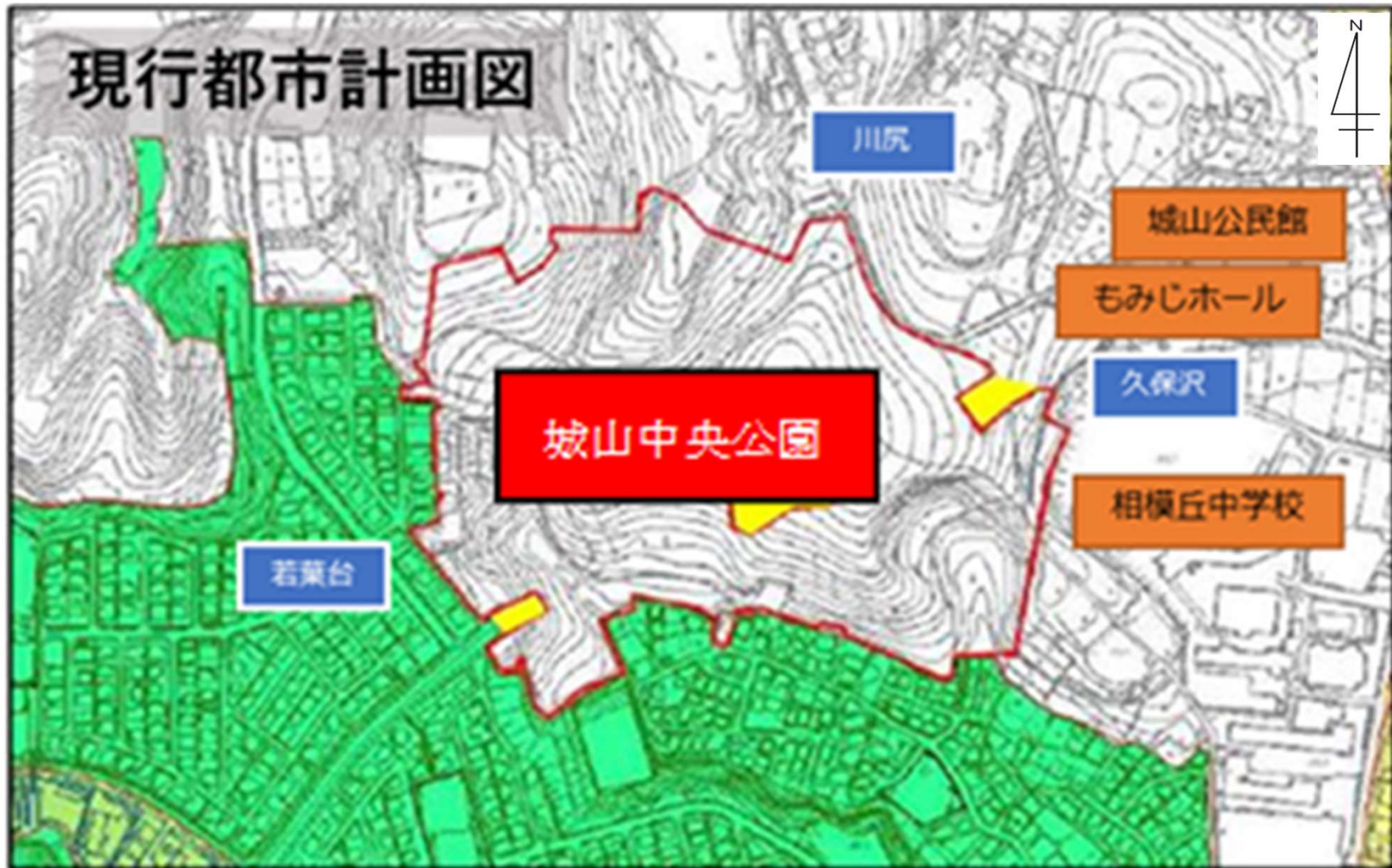
2 事業概要について



概要

- ・所在地：緑区久保沢2丁目
- ・面積：約10.1ha（うち民地 約1.1ha）

位置図



経過

平成元年度

城山町中央公園基本計画 策定（城山町）
(約15.6ha)

平成5年度

「総合公園」として都市計画決定（城山町）
(約10.1ha)

長期未整備

都市公園としては未告示のままで、
現在も自由利用状態が継続

平成30年度

都市計画公園・緑地見直しの方針 策定

- ▶現状を生かした公園種別への見直し
- ▶道路計画がなくなったことによる区域の変更

令和5年度

城山中央公園樹林地保存活用方針 策定

- ▶現存する樹林地の特性を生かし、「総合公園」から「風致公園」に変更
- ▶併せて、公園区域境界の明確化に伴う公園区域等を変更

概要

- 都市公園法に定められた国又は地方自治体が設置した公園
- 機能や目的により様々種類があります
- 豊かな緑を有するオープンスペースで、都市の良好な環境の形成や、生物多様性の確保、防災性向上、健康・レクリエーション効果などの役割があります

→都市公園法上、「供用告示」をすることにより初めて都市公園として設置されたこととなります

⇒城山中央公園はまだ「供用告示」はしておらず、現在も市民の皆様による自由利用状態となっています

種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	半径250mの街区内に居住する者の利用に供することを目的
	近隣公園	半径500mの近隣に居住する者の利用に供することを目的
	地区公園	半径1km(徒歩圏内)に居住する者の利用に供することを目的
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、徒歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園 、歴史公園、墓園等その目的に則し配置
	緩衝緑地	災害や公害の発生源地域と住居地域とを分離遮断することが目的
	都市緑地	都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市の景観の向上を図る目的

面積小

大

現在の
城山中央公園

変更

概要

都市化を放置すると・・・

- ・ 道路や下水道などの基本的な社会資本が整備されない
- ・ 後追いの社会資本整備による非効率的な公共投資
- ・ 災害に弱く公害が発生する市街地
- ・ 農林業の衰退や自然環境の破壊・・・

様々な問題が発生



- ・ 国民が安全、健康で、文化的な生活ができるように、都市をつくり、改善していく仕組み
- ・ 道路は、下水道は、公園はどうあるべきか、住宅はどこに建て、工場はどこに配置していくか

⇒ 計画を立て、事業実施へと導くのが**都市計画**

概要



道路



ごみ処理施設



※出典:国土交通省ウェブサイト(みんなで進めるまちづくりの話)



公園



下水道

都市計画では、将来の**まちづくり**を考えて、このような都市の骨組みを形づくっている都市施設の位置、規模、構造などを定め、計画的に整備しています

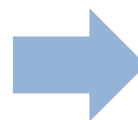
変更内容

変更前

変更後

①公園種別

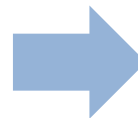
総合公園



風致公園

②名称

城山中央公園



(仮称) 城山春林公園

③区域

変更7箇所

④面積

10.1 ha



10.3 ha

⑤主要施設

芝生広場、散策路、駐車場、樹林地、池等



樹林地、散策路、ベンチ等

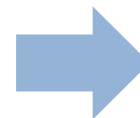
変更理由

変更前

変更後

①公園種別

総合公園



風致公園

→城山町の時代に町唯一の総合公園としていたが、総合公園として整備すると樹林地が半減することにもなり、樹林地の特性を最大限生かしていけるよう、**今ある自然の存続と市民への享受**を目的に変更

②名称

城山中央公園



(仮称) 城山春林公園

→広域性・拠点性を表す名称から地域性をイメージできる名称へ変更

変更理由

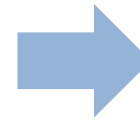
③区域

変更7箇所

→公園内道路構想の廃止、用地取得に係る境界確定に伴う区域界の変更

④面積

10.1 ha

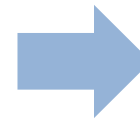


10.3 ha

→③の区域界変更に伴う面積の増加

⑤主要施設

芝生広場、散策路、
駐車場、樹林地、池等



樹林地、散策路、
ベンチ等

→既存樹林地の保全や活用に沿った施設に変更

城山中央公園の特徴である森から見た風致公園とする意義

森のあり方

視点1
森の存在由来

産業（材木）・生活需要（薪）から
環境、景観保全目的、都市インフラ(公園)への移行を図る

視点2
森の組成特性

明るい森の雰囲気一般の人が味わえる空間だったという特
性を生かしていける森を目指す

森から見た公園のあり方

視点3
森の利用

公園としての利活用(H8以降町が一般開放)への転換

視点4
森という生き物
の再生

公園の森として、自然林への回帰能力を生かした保存区域(自
然の変化に任せ鎮守の森へ)と森を再生・維持する保全区域に
分けて両立させる

現在のような利用形態を維持しつつ魅せられる森として
再生を図っていくことが可能な公園(風致公園)とする

概要

森という明るい雰囲気の中、樹林地の趣やあじわいを享受できるような公園を目指していく

<イメージ>



before



after

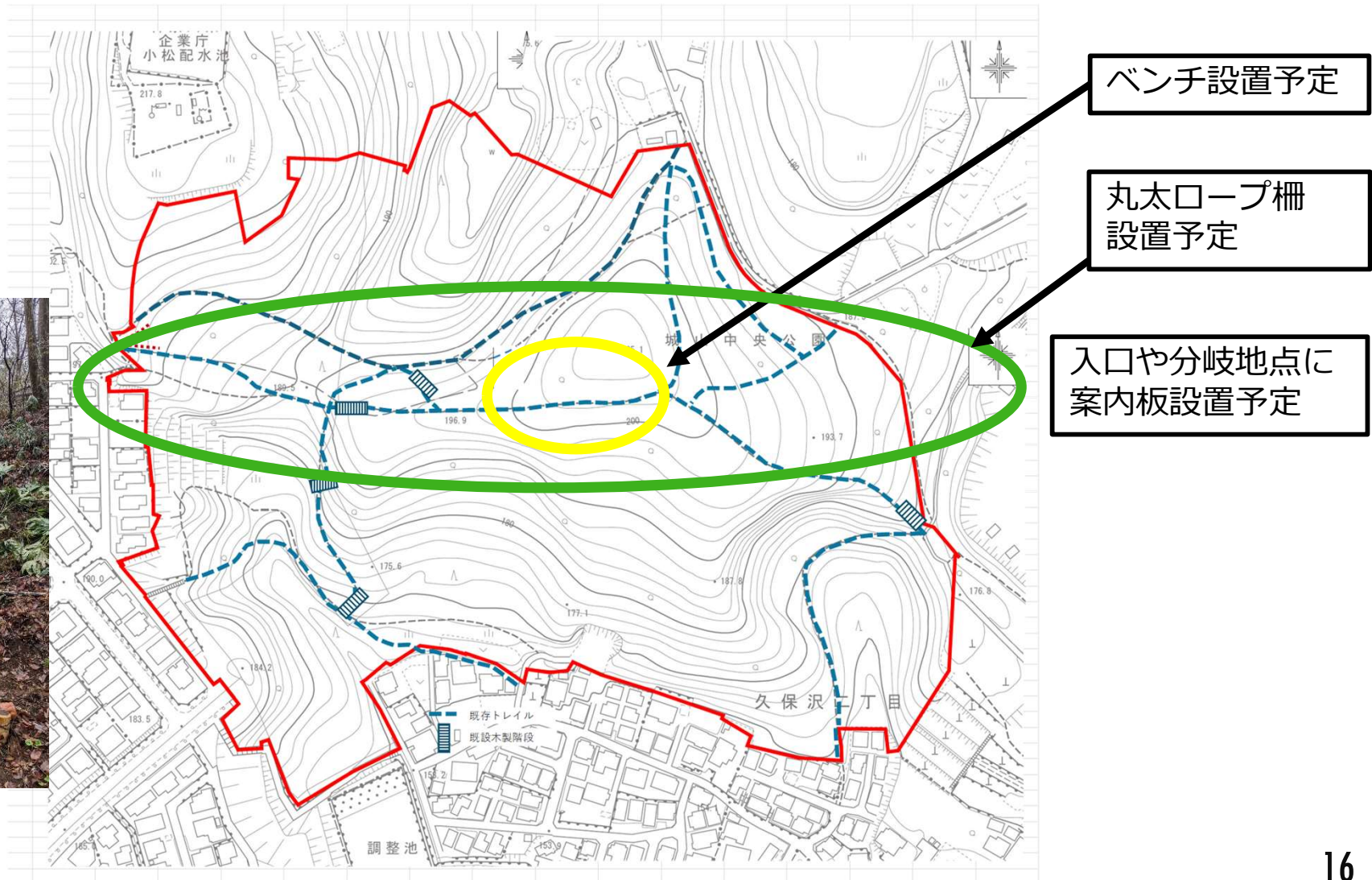
やすらぎや潤い、緑陰、防災、景観形成、大気浄化など

現在ある樹林地の保全や活用に沿った施設を設置

- ・トイレや駐車場は、トイレの設置基準や想定利用者数、想定自動車需要台数から、現時点では、設置する予定はなし
- ・令和5年度には傾斜地に木製階段を設置済
- ・今後、木製階段を追加設置するとともに、ベンチ、ロープ柵、案内板を設置予定



木製階段



城山中央公園の未来を見据えた魅せられる森の再生への取組

その1 方針

植生、地形、周辺土地利用に配慮したゾーニングと管理方針

その2 方法

森の再生に重点をおく方法

その3 共有

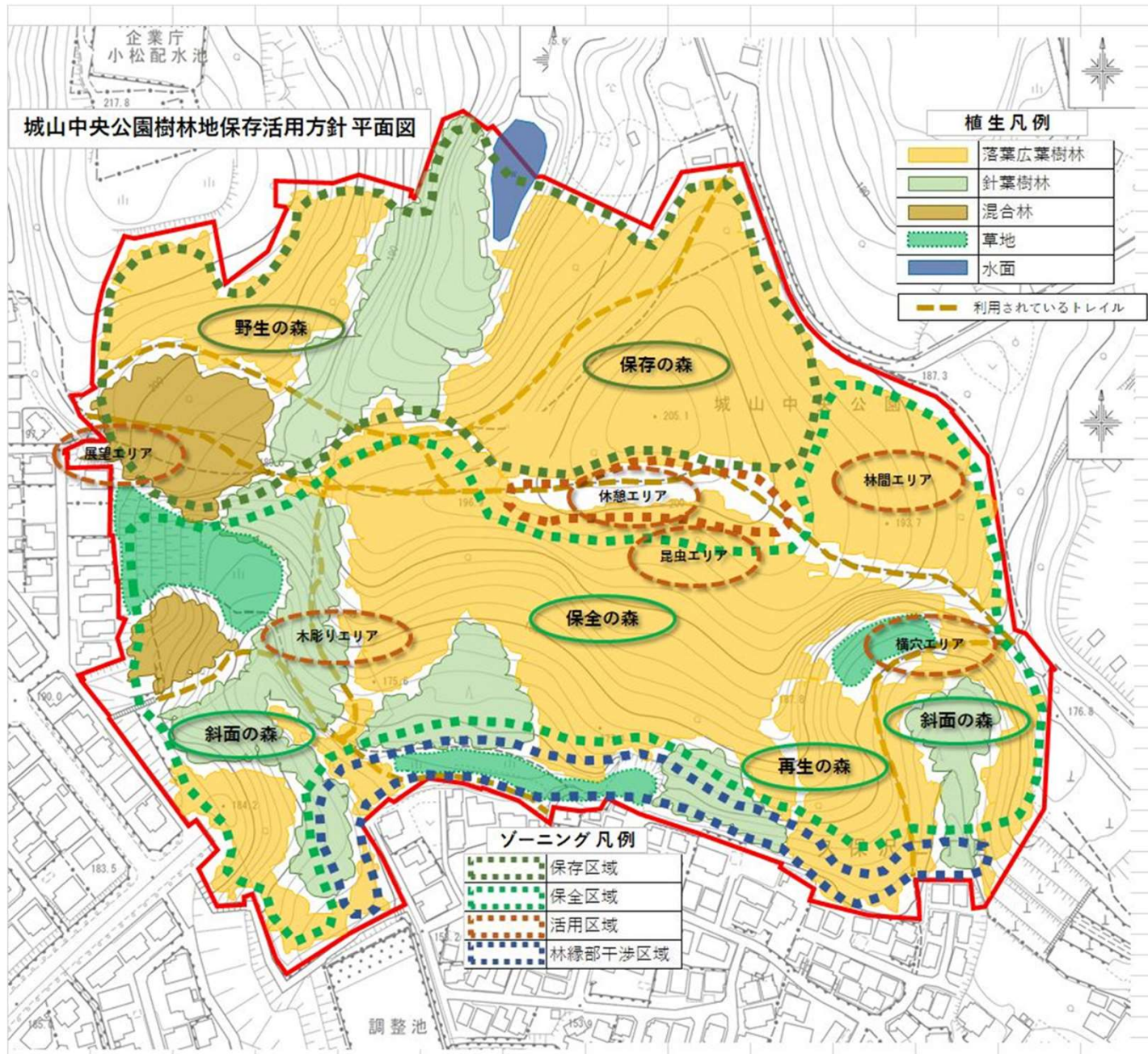
公共の財産である森の再生や将来の姿について、
利用者、地域、公園管理者で共有

その4 展開

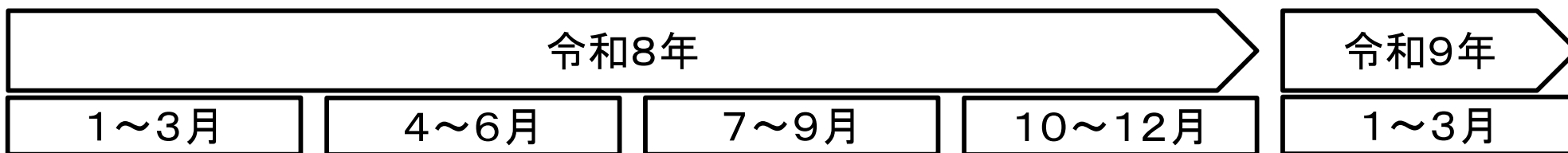
森の魅力度アップやその共有化の進捗による将来展開

ゾーニング図

公園全体を「保存」、「保全」、「活用」、「林縁部干渉」にゾーニングして維持管理します



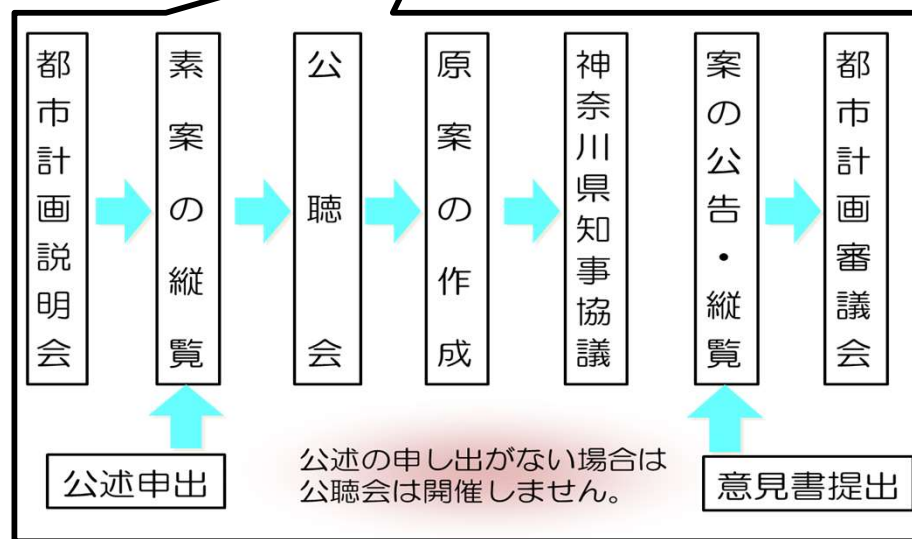
2 内容について (8) スケジュールについて



地元説明会
(本日)

都市計画変更手続

都市計画
変更告示



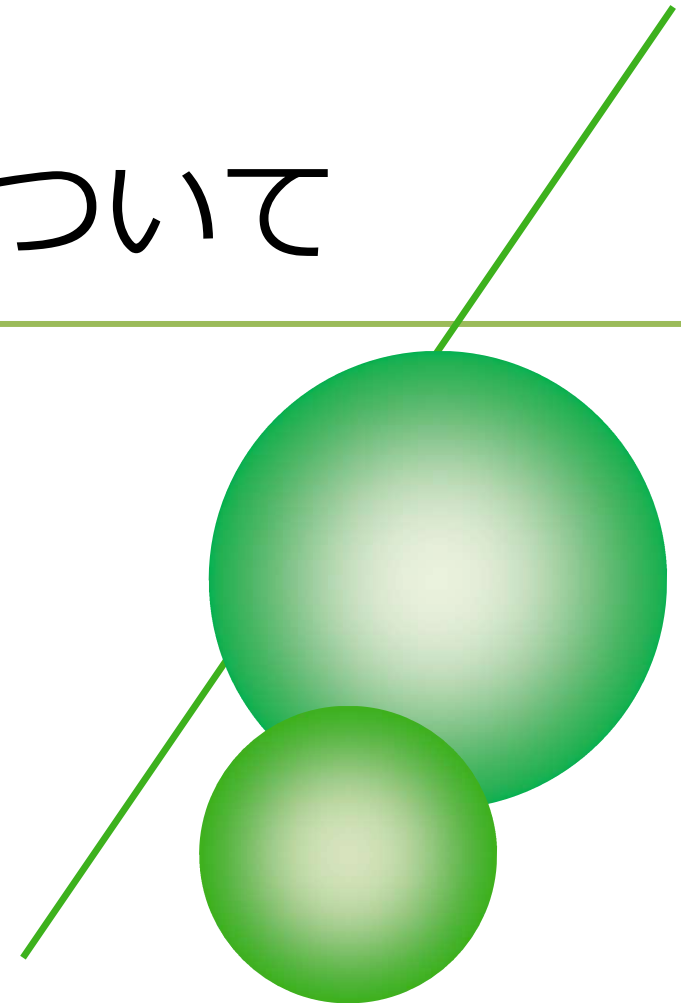
用地取得手続

都市公園告示

ベンチ、ロープ柵等設置

都市計画変更手続中も、現行の自由利用状態は維持できます

3 公園名称について



- ・公園の名称については、これまで「城山中央公園」としておりましたが、より地域性をイメージできる名称として、

城山春林公園

に変更します！

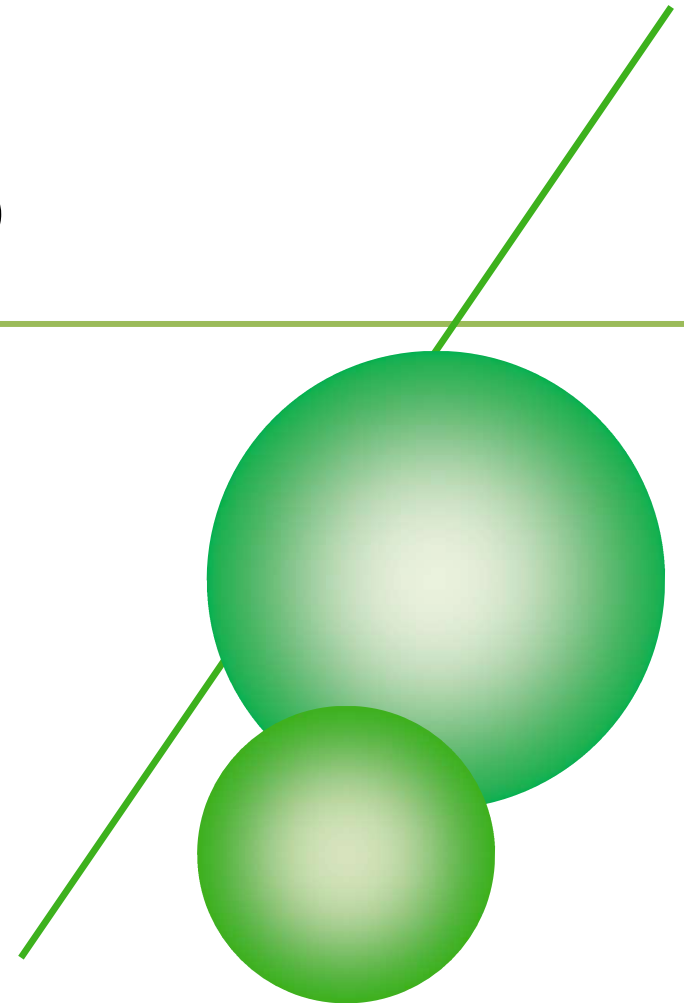
- ・読み方については旧字名である「しゅんりん」と考えておりましたが、^{あざ}「はるばやし」という読み方のご意見もありました

<まちづくり会議での主な意見>

- ・昔、この辺りのお寺の住職が「しゅんりん」という名前であった
- ・相模丘中学校の校歌には「はるばやし」という歌詞がある
- ・「春林（しゅんりん）横穴墓群」という文化財がある

▶読み方については、本日、皆様方からご意見をいただき、まちづくり会議にて最終決定させていただきます

4 まとめ



- 「総合公園」から現状に即した「風致公園」へ都市計画変更を行います
- 令和8年度中に風致公園として供用開始します
- 現状の自然（樹林地）を生かした公園として維持管理を行っていきます

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ先

公園課

042-769-8243

kouen@city.sagamihara.kanagawa.jp

